



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

- 告示
  - 1511 平成20年度和歌山県民歌CD制作委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (県民生活課)
  - 1512 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
  - 1513 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
  - 1514 " ( " )
  - 1515 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)
  - 1516 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
  - 1517 肥料取締法による肥料の登録の失効(果樹園芸課)
  - 1518 平成20年度森林地理情報データ修正業務の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (林業振興課)
  - 1519 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め (水産振興課)
  - 1520 " ( " )
  - 1521 昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)の一部改正 ( " )
  - 1522 昭和49年和歌山県告示第844号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 ( " )
  - 1523 昭和49年和歌山県告示第845号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 ( " )
  - 1524 昭和50年和歌山県告示第83号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)の一部改正 ( " )
  - 1525 昭和54年和歌山県告示第153号(漁業災害補償法第104条第2号及び第3号に掲げる区域及び区分の定め)の一部改正 ( " )
  - 1526 平成17年和歌山県告示第1229号(漁業共済に係る加入区の指定)の一部改正 ( " )
  - 1527 平成18年和歌山県告示第1459号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正 ( " )
  - 1528 平成19年和歌山県告示第219号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め)の一部改正 ( " )
  - 1529 海岸法による所有者不明の船舶等の措置

(港湾空港振興課)  
1530 和歌山県が発注する役務の提供等の委託契約、請負契約及び賃貸借契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課)

- 公告
  - 入札公告 (県民生活課)
  - " (林業振興課)

## 告 示

### 和歌山県告示第1511号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県民歌CD制作委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称  
平成20年度和歌山県民歌CD制作委託業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年12月9日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。
  - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。
  - (4) 国税及び地方税に未納がない者であること。
  - (5) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有するものであること。
  - (6) 過去3年間(平成16年度から平成19年度までの間。以下同じ。)において、音楽又は音響関係業務を扱った実績のある者であること。
  - (7) 契約の履行が困難と認められない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登

記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人事業税又は個人事業税

(ウ) 法人にあっては、法人県民税

(エ) 自動車税

(オ) 個人にあっては、県・市町村民税

カ 過去3年間に於いて、音楽又は音響関係業務を扱った実績を証明できる書類の写し

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1) のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月9日(火)から平成20年12月17日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年12月19日(金)午後5時までの間に和歌山県環境生活部県民局県民生活課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月9日(火)から平成20年12月19日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

電話番号 073-441-2053

ファクシミリ番号 073-433-1771

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年12月24日(水)までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年12月25日(木)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成20年12月26日(金)までに書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1512号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号     | 名 称     | 所 在 地         | 廃 止 年月日       |
|-------------|---------|---------------|---------------|
| 日歯<br>12-37 | 五木田歯科医院 | 日高郡美浜町吉原890番地 | 平成<br>20.10.1 |

和歌山県告示第1513号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号     | 名 称        | 所 在 地         | 指 定 年月日       |
|-------------|------------|---------------|---------------|
| 日歯<br>40-20 | 五木田美浜町歯科医院 | 日高郡美浜町吉原890番地 | 平成<br>20.10.6 |

和歌山県告示第1514号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指 定 番 号     | 名 称                 | 所 在 地          | 指 定 年月日       |
|-------------|---------------------|----------------|---------------|
| 橋医<br>96-20 | 医療法人九和会奥村レディースクリニック | 橋本市東家4丁目17番13号 | 平成<br>20.11.1 |

和歌山県告示第1515号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 氏名<br>(法人の場合には、申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合には、主たる事務所の所在地) | 法人の場合には、代表者の氏名 | 事業所の名称          | 事業所の所在地          | サービスの種類  | 指定年月日<br>(指定の有効期間の満了の日) |
|------------|------------------------|----------------------------|----------------|-----------------|------------------|----------|-------------------------|
| 3072500592 | 特定非営利活動法人NPOラブリ工房      | 東牟婁郡那智勝浦町天満217番地           | 加味根生巳          | 訪問介護事業所NPOラブリ工房 | 東牟婁郡那智勝浦町天満158番地 | 介護予防訪問介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |

和歌山県告示第1516号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 指定事業者番号    | 氏名<br>(法人の場合には、申請者の名称) | 住所<br>(法人の場合には、主たる事務所の所在地) | 法人の場合には、代表者の氏名 | 事業所の名称         | 事業所の所在地        | サービスの種類       | 指定年月日<br>(指定の有効期間の満了の日) |
|------------|------------------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|-------------------------|
| 3070106814 | 株式会社みるく                | 和歌山市松江716番地の56             | 中辻千賀子          | みるく訪問介護        | 和歌山市松江716番地の56 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |
| 3071800134 | 有限会社三毛商店               | 和歌山市上三毛552番地               | 三毛昭二           | ヘルパーステーション憩いの里 | 岩出市船戸116番地     | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |
| 3071000743 | 株式会社オーパーツ              | 橋本市御幸辻173-1                | 大里幸弘           | エポック           | 橋本市御幸辻173-1    | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |
| 3072300514 | 合同会社アイトワ               | 新宮市高田652-2                 | 輪野由起           | アイトワケアサービス     | 新宮市蓬莱3丁目6-21   | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |
| 3071400661 | 和歌山中央医療生活協同組合          | 和歌山市有本143-1                | 阪中重良           | デイサービスげんき      | 海南市沖野々394-3    | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |
| 3071000750 | 有限会社アクトケアシステム          | 橋本市隅田町真土325-1              | 江藤友則           | 隅田クラブ          | 橋本市隅田町真土325-1  | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |
| 3072200854 | 株式会社葵                  | 田辺市下屋敷町1番地78               | 寺本真美           | デイサービスセンターあおい  | 田辺市下屋敷町1番地78   | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成20.12.1<br>平成26.11.30 |

和歌山県告示第1517号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 登録番号      | 肥料の種類 | 肥料の名称     | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所                   | 失効した年月日  |
|-----------|-------|-----------|----------|--------|-----------------------------------|----------|
| 和歌山県第493号 | 肉かす粉末 | 獣肉搾粕粉末    | 窒素全量8.0  | 該当なし   | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町大字岸宮807番地 | 平成20.9.4 |
| 和歌山県第494号 | 肉かす粉末 | 9.0獣肉搾粕粉末 | 窒素全量9.0  | 該当なし   | 谷口商工株式会社<br>和歌山県紀の川市貴志川町大字岸宮807番地 | 平成20.9.4 |

## 和歌山県告示第1518号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度森林地理情報データ修正業務の委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 競争入札に付する業務の名称等

## (1) 業務の名称

森林地理情報データ修正業務

## (2) 業務期間

契約締結日の翌日から平成21年3月24日まで

## (3) 業務の内容等

仕様書による。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年12月9日(火)現在において、次の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(5) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(6) (4)及び(5)に関する誓約書を提出する者であること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年制定)に基

づき、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「データ処理」に登録されている者であること。

(9) 平成15年度から平成19年度までの期間において、国及び地方公共団体発注による「Geo Media」をエンジンとした地図情報システムに関する同種同規模の実績がある者であること。

(10) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 現在有効な競争入札参加資格結果通知書の写し

エ 使用印鑑届

オ 誓約書

カ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、オ及びカに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年12月9日(火)から平成20年12月16日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に、掲げる場所で提示又は配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年12月9日(火)から平成20年12月19日(金)までの間に和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

## 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年12月12日(金)から平成20年12月19日(金)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

## 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2962

ファクシミリ番号 073-433-1037

- 6 資格審査の結果の通知  
 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年12月26日(金)までに通知する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。  
 (2) (1)の説明は、平成21年1月8日(木)までに書面により求めるものとする。  
 (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
 (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成21年1月15日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。  
 (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1519号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称   | 区 域                     | 区 分                                      |
|----------|-------------------------|--|
| 田村船びき網   | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡湯浅町田  | 総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業 |
| 湯浅中央船びき網 | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡湯浅町湯浅 | 総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業 |
| 初島船びき網   | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市初島町浜 | 総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業 |
| 栖原底びき網   | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡湯浅町栖原 | 総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業         |
| 栖原船びき網   | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡湯浅町栖原 | 総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業 |

和歌山県告示第1520号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称   | 区 域                     | 区 分                                |
|----------|-------------------------|------------------------------------|
| 初島一本釣    | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市初島町浜 | 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業 |
| 初島刺網     | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市初島町浜 | 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業  |
| 湯浅中央一本釣  | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡湯浅町湯浅 | 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業 |
| 湯浅中央底びき網 | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡湯浅町湯浅 | 総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業   |

和歌山県告示第1521号

昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「 " 湯浅等第5加入区 有田 その

郡湯浅町、広川町、日高郡日高町および他本海区の区域」を削る。

和歌山県告示第1522号

昭和49年和歌山県告示第844号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「田村 湯浅 初島 田栖 漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表中

漁業協同組合の地区 同 上  
 中央漁業協同組合の地区 同 上  
 漁業協同組合の地区 同 上  
 川漁業協同組合の地区 小型機船底びき網漁業  
 同 上 瀬戸内海機船船びき網漁業」を削る。

和歌山県告示第1523号

昭和49年和歌山県告示第845号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「初島 同 湯浅 同 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中

漁業協同組合の地区  
上  
中央漁業協同組合の地区  
上

一本釣を主とする漁業  
刺網を主とする漁業  
一本釣を主とする漁業  
小型機船底びき網漁業を主とする漁業」

を削る。

和歌山県告示第1524号

昭和50年和歌山県告示第83号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称 | 区 域                   | 区 分                                      |
|--------|-----------------------|--|
| 唐尾船びき網 | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡広川町 | 総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業 |

和歌山県告示第1525号

昭和54年和歌山県告示第153号（漁業災害補償法第104条第2号及び第3号に掲げる区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を削る。

和歌山県告示第1526号

平成17年和歌山県告示第1229号（漁業共済に係る加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称  | 区 域                            | 区 分                                      |
|---------|--------------------------------|--|
| 箕島町底びき網 | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市宮崎町（逢井を除く。） | 総トン数20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業         |
| 箕島町船びき網 | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市宮崎町（逢井を除く。） | 総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業 |
| 箕島町一本釣  | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市宮崎町（逢井を除く。） | 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業       |

和歌山県告示第1527号

平成18年和歌山県告示第1459号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称   | 区 域                          | 区 分       |
|----------|------------------------------|-----------|
| 逢井・千田定置網 | 有田箕島漁業協同組合の地区のうち有田市宮崎町逢井及び千田 | 一般大型定置網漁業 |

和歌山県告示第1528号

平成19年和歌山県告示第219号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

| 加入区の名称 | 区 域                   | 区 分                                     |
|--------|-----------------------|---|
| 唐尾底びき網 | 湯浅湾漁業協同組合の地区のうち有田郡広川町 | 総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業 |

和歌山県告示第1529号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第3項の規定に基づき、海岸管理上支障がある所有者不明の船舶等の措置を次のとおり行う。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 船舶等の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市和歌浦南三丁目1710番地先の海岸保全区域内

(2) 種類

次に掲げる船舶等

| 整理番号 | 種 類   | 全長、幅、高さ (cm) | 色等の特徴 | 備 考 |
|------|-------|--------------|-------|-----|
| 1    | ローボート | 280×100×35   | 白色    |     |
| 2    | ミニボート | 210×105×40   | 黄色    |     |
| 3    | ミニボート | 280×110×40   | 黄色    |     |
| 4    | ローボート | 340×130×40   | 紺色    |     |

|    |       |                             |              |      |
|----|-------|-----------------------------|--------------|------|
| 5  | ローボート | 350×130×40                  | 黄色、底部は白色     |      |
| 6  | ローボート | 230×110×40                  | 白色           |      |
| 7  | ローボート | 270×100×40                  | 白く剥げた水色      |      |
| 8  | ミニボート | 240×110×40                  | 水色、底部は剥げた黄色  |      |
| 9  | ミニボート | 310×130×45                  | 黄色、底部は腐食した灰色 |      |
| 10 | ローボート | 280×105×30                  | 青色           | 台車付き |
| 11 | ローボート | 340×110×40                  | 白く剥げた水色      |      |
| 12 | ローボート | 350×110×40                  | 白色           |      |
| 13 | 生け簀の蓋 | 170×135                     | 水色           |      |
| 14 | 台車、船台 | 台車300×68×75<br>船台150×100×84 | 水色、荷受部分は青色   | "    |

2 所有者等の行うべき措置

当該船舶等の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山下津港湾事務所に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該船舶等を撤去すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該船舶等を撤去するものとする。

なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第9項の規定に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港6丁目22番地

和歌山下津港湾事務所総務管理課（電話番号 073-431-7266）

和歌山県告示第1530号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により和歌山県が発注する役務の提供等の委託契約、請負契約及び賃貸借契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を次の1及び2のとおり定めたので、同条第2項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により公示する。

なお、資格要件を満たす者で、当該競争入札に参加しようとするものは、次の3から11までにより、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年

和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に基づき資格審査を申請し、競争入札資格者名簿に登載されなければならない。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 対象とする契約の種類

別表に掲げる業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約（建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計の業務並びにこれらに関連する業務に係るものを除く。）

2 入札参加資格

1の契約について競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者で、参加資格要綱に基づく資格審査を受け、競争入札参加資格者名簿に登載されているものとする。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更



生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(6) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(7) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、競争入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(8) 競争入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(9) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(10) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

### 3 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、参加資格要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない

い。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書

(2) 個人にあつては、住民票

(3) 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

(4) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

(5) 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

(6) 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

(7) 競争入札に参加を希望する業務種目の営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

(8) 競争入札に参加を希望する業務種目について1年以上の営業経験(新たにその営業を始めた者にあつては、その業務種目に類似した業務についての営業経験)があることを示す書類

(9) その他知事が必要と認める書類

### 4 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局総務企画室(東牟婁振興局建設部総務管理室を含む。)及び警察本部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局総務企画室(東牟婁振興局建設部総務管理室を含む。)及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

### 5 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成21年1月13日(火)から同月23日(金)までとする。

### 6 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。



- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- 7 資格審査の結果の通知  
申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。
- 8 入札参加資格者の公表  
入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲載して公表する。
- 9 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格を有すると認められたときから平成23年12月31日までとする。
- 10 競争入札の公示  
1の契約について競争入札を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。
- 11 問い合わせ先  
和歌山県出納局総務事務集中課物品班  
郵便番号 640-8585  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 (073) 441-2293

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

| 業務種目       |                                   | 申請窓口                |
|------------|-----------------------------------|---------------------|
| 大分類        | 小分類                               |                     |
| 1 建築物の保守管理 | 1 建築物清掃                           | 総務部<br>総務管理局<br>管財課 |
|            | 2 建築物空気環境測定                       |                     |
|            | 3 建築物飲料水貯水槽清掃                     |                     |
|            | 4 建築物ねずみ昆虫等防除                     |                     |
|            | 5 シロアリ駆除                          |                     |
|            | 6 浄化槽保守                           |                     |
|            | 7 有線通信設備保守                        |                     |
|            | 8 電気設備等の運転・監視                     |                     |
|            | 9 中央監視設備等保守                       |                     |
|            | 10 電気設備等保守                        |                     |
|            | 11 給排水・換気設備等保守                    |                     |
|            | 12 冷暖房設備等保守<br>(ボイラー式のもの「13」による。) |                     |
|            | 13 ボイラーの運転・清掃・保守                  |                     |
|            | 14 危険物施設保守                        |                     |
|            | 15 消防設備保守                         |                     |
|            | 16 昇降機等保守                         |                     |
|            | 17 建築物等の点検                        |                     |
|            | 18 無線通信設備保守                       |                     |
|            | 19 放送、時計設備等保守                     |                     |
|            | 20 その他建築物保守管理                     |                     |

| 業務種目                         |                              | 申請窓口                  |
|------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 大分類                          | 小分類                          |                       |
| 2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理           | 1 除草                         | 総務部<br>総務管理局<br>管財課   |
|                              | 2 樹木管理・芝生管理<br>(剪定・殺虫消毒を含む。) |                       |
| 3 警備                         | 1 建物警備                       | 総務部<br>総務管理局<br>管財課   |
|                              | 2 機械警備                       |                       |
|                              | 3 その他警備                      |                       |
| 4 廃棄物処理                      | 1 産業廃棄物処理<br>(収集・運搬)         | 総務部<br>総務管理局<br>管財課   |
|                              | 2 産業廃棄物処理<br>(中間処理・処分)       |                       |
| 5 情報処理                       | 1 システム分析・開発                  | 企画部<br>企画政策局<br>情報政策課 |
|                              | 2 システム運用・保守                  |                       |
|                              | 3 インターネットコンテンツ作成・運用          |                       |
|                              | 4 データ処理                      |                       |
|                              | 5 ハードウェア保守                   |                       |
|                              | 6 コンピュータ研修                   |                       |
| 6 特殊設備保守管理<br>(建築物に係るものを除く。) | 1 工業用水道設備保守管理                | 出納局<br>総務事務集中課        |
|                              | 2 空港設備保守管理 (消防)              |                       |
|                              | 3 交通安全施設保守点検                 |                       |
|                              | 4 交通安全施設管理                   |                       |
|                              | 5 船舶等保守管理                    |                       |
|                              | 6 その他設備保守管理                  |                       |

| 業 務 種 目                                 |                 | 申請<br>窓口                                       |
|---|-----------------|--|
| 大分類                                     | 小分類             |  |
| 7 機械等保<br>守管理<br>(建築物<br>に係るも<br>のを除く。) | 1 分析機器          | 出<br>納<br>局<br>総<br>務<br>事<br>務<br>集<br>中<br>課 |
|   | 2 計測機器          |  |
|   | 3 医療機器          |  |
|   | 4 排水等処理設備       |  |
|   | 5 その他機器・設備      |  |
| 8 運送・保<br>管                             | 1 旅客運送          |  |
|   | 2 貨物運送          |  |
|   | 3 梱包・発送         |  |
|   | 4 保管            |  |
|   | 5 その他運送・保管      |  |
| 9 企画・広<br>告・イベ<br>ント                    | 1 広告・広報         |  |
|   | 2 メディア制作        |  |
|   | 3 デザイン企画        |  |
|   | 4 イベント企画運営      |  |
|   | 5 その他企画・広告・イベント |  |
| 10 検査・調<br>査研究                          | 1 環境測定(水質)      |  |
|   | 2 環境測定(大気・騒音等)  |  |
|   | 3 アスベスト濃度測定     |  |
|   | 4 ダイオキシン類測定     |  |
|   | 5 臨床検査          |  |
|   | 6 理化学検査         |  |
|   | 7 調査研究(社会経済分野)  |  |
|   | 8 調査研究(自然科学分野)  |  |
|   | 9 その他検査・調査研究    |  |

| 業 務 種 目              |               | 申請<br>窓口   |  |
|----------------------|---------------|--|--|
| 大分類                  | 小分類           |  |  |
| 11 森林整備<br>等         | 1 森林整備        | 農<br>林<br>水<br>産<br>部<br>森<br>林<br>・<br>林<br>業<br>局<br>森<br>林<br>整<br>備<br>課 |  |
|                      | 2 森林調査(I)     |  |  |
|                      | 3 森林調査(II)    |  |  |
|                      | 4 森林病虫害対策     |  |  |
|                      | 5 森林測量        |  |  |
| 12 給食                | 1 病院給食        |  | 出<br>納<br>局<br>総<br>務<br>事<br>務<br>集<br>中<br>課 |
|                      | 2 学校給食        |  |  |
|                      | 3 栄養指導        |  |  |
| 13 リース・レ<br>ンタル      | 1 建物          |  |  |
|                      | 2 医療機器        |  |  |
|                      | 3 事務機器        |  |  |
|                      | 4 自動車         |  |  |
|                      | 5 基準寝具類       |  |  |
|                      | 6 その他リース・レンタル |  |  |
| 14 美術品・<br>文化財保<br>存 | 1 美術品保存修理     |  |  |
|                      | 2 文化財保存修理     |  |  |
|                      | 3 文化財虫菌等防除    |  |  |
| 15 その他               | 1 相談支援        |  |  |
|                      | 2 医療事務        |  |  |
|                      | 3 人材派遣        |  |  |
|                      | 4 速記          |  |  |
|                      | 5 損害保険        |  |  |
|                      | 6 旅行代理        |  |  |
|                      | 7 研修業務        |  |  |
|                      | 8 語学教育        |  |  |
|                      | 9 防災対策        |  |  |
|                      | 10 その他        |  |  |

## 公 告

## 入 札 公 告

平成20年度和歌山県民歌CD制作委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 業務年度

平成20年度

## (2) 業務の名称

和歌山県民歌CD制作委託業務

## (3) 業務の内容

仕様書による。

## (4) 業務期間

契約締結日から平成21年2月5日（木）まで

## (5) 予定価格

460,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1511号に規定する平成20年度和歌山県民歌CD制作委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び日時

## (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

## (2) 日時

平成20年12月9日（火）から平成20年12月17日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 場所

3の(1)に同じ。

## イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、平成20年12月19日（金）までの間に和歌山県環境生活部県民局県民生活課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室C

## イ 入札日時

平成21年1月15日（木）午後2時から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書の写しを持参することとする。

## 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規

定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載のとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部県民局県民生活課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部県民局県民生活課の職員にくじを引かせるものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2053

入札公告

平成20年度森林地理情報データ修正業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

森林地理情報データ修正業務

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

(5) 業務期間

契約締結日の翌日から平成21年3月24日まで

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第1518号に規定する森林地理情報データ修正業務の委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

(2) 期間

平成20年12月9日（火）から平成20年12月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を提示する場所及び期間等

- (1) 仕様書を提示する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)の規定により提示する仕様書に対して質問がある者は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して平成20年12月19日（金）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課に対して平成20年12月19日（金）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町19番地

和歌山県薬剤師会館新館4階会議室

イ 入札日時

平成21年1月16日（金）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### (1) 名称

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課

##### (2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2962

ファクシミリ番号 073-433-1037